

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 46

府省庁名 国土交通省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税、自動車税、軽自動車税）														
要望項目名	被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長等														
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災被災により滅失等した自動車及び軽自動車（以下、「被災自動車等」という。）の所有者のうち、被災自動車等の代替として新たに自動車等（以下、「代替自動車等」という。）を取得する者について、当該代替自動車等に係る自動車税等に対する特例措置を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容 現在、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、自動車取得税、自動車税、軽自動車税について、それぞれ以下のとおり特例措置を受けることができる。 現行の特例措置の期限が切れた後も、被災者による代替自動車等の取得が継続すると見込まれることから、以下のとおり期限を延長する。</p> <table border="1" data-bbox="228 869 1520 1077"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>現行の特例措置の対象</th> <th>措置内容</th> <th>要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>H31.3.31までの間に取得した分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限をH33.3.31までの2年間延長</td> </tr> <tr> <td>自動車税及び軽自動車税</td> <td>H31.3.31までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限をH33.3.31までに取得の2年間延長（取得初年度及び翌年度分）</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消費税10%への引き上げ時に、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割及び軽自動車環境性能割について、平成32年度までに被災自動車等の所有者が代替自動車等として取得したものは非課税とする。</p>			税目	現行の特例措置の対象	措置内容	要望内容	自動車取得税	H31.3.31までの間に取得した分	非課税	適用期限をH33.3.31までの2年間延長	自動車税及び軽自動車税	H31.3.31までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税	適用期限をH33.3.31までに取得の2年間延長（取得初年度及び翌年度分）
税目	現行の特例措置の対象	措置内容	要望内容												
自動車取得税	H31.3.31までの間に取得した分	非課税	適用期限をH33.3.31までの2年間延長												
自動車税及び軽自動車税	H31.3.31までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税	適用期限をH33.3.31までに取得の2年間延長（取得初年度及び翌年度分）												
関係条文	〔地方税法附則第52条、54条、57条〕														
減収見込額	[初年度] — (▲3) [平年度] — (▲4) [改正増減収額] (単位：百万円)														
要望理由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった代替自動車等の取得における被災者の負担を軽減する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災自動車等の台数は約16万台（被災自動車等に係る自動車重量税の還付件数ベース）に上るが、平成29年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約6万台となっており、代替購入の実績については減少傾向にあるものの、平成30年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。</p> <p>住宅再建・復興まちづくりの加速化措置により、災害公営住宅や防災集団移転促進事業等による住宅用地の整備については、平成30年度末に概ね完成が見込まれ（平成30年度2,550戸、平成31年度以降535戸が供給予定）、それに伴い、現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯を中心に（平成30年5月30日現在の応急仮設・みなし仮設住宅入居戸数は、約1万6千戸）、今後、住宅再建に併せて代替自動車等を取得することが見込まれる。</p> <p>また、企業の再開状況については、各県調査によれば、岩手県84%（H29.8）、宮城県80%（H30.3）、福島県67%（H30.4）となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査（H30.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関する質問に対して（回答事業者数1474者）、仮設施設の廃止前又は廃止時に本設移転と回答した事業者が343者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が586者いるという状況にある。</p>														

	<p>これらの状況を踏まえると、平成31年度以降も被災者による代替自動車等の取得が見込まれるところであり、代替自動車等の購入時期は、自らの選択の余地の少ない住宅再建等の時期に左右されることが考えられることから、やむを得ず早期に代替購入できない被災者にも特例措置が講じられるよう、本特例措置の適用期限を、復興・創生期間の終期に合わせ、平成33年3月31日まで2年間延長し、被災者の負担軽減及び生活再建を支援する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>46—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車等の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	自動車重量税の還付を行った被災自動車等の台数約16万台のうち、本特例措置が講じられてから平成29年度末までの間、本特例措置を受けた代替自動車等の台数は約6万台
有効性	要望の措置の適用見込み	平成31年度：51台 平成32年度：52台
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担軽減が図れ、代替購入の促進に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	東日本大震災被災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第46条に基づく措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合に限り、自動車取得税、自動車税、軽自動車税を軽減するものであり、政策目的達成手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(自動車重量税の免税件数) 平成 23 年度 : 39,684 台 平成 24 年度 : 14,257 台 平成 25 年度 : 4,366 台 平成 26 年度 : 367 台 平成 27 年度 : 164 台 平成 28 年度 : 48 台 平成 29 年度 : 49 台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者が取得する代替自動車等の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災自動車等の台数は約 16 万台(被災自動車等に関する還付件数ベース)に上るが、平成 29 年度末までに本特例措置を受けた代替自動車等の台数は、約 6 万台となっており、代替購入の実績については減少傾向にあるものの、平成 30 年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。 これは、災害公営住宅や防災集団移転事業等による宅地整備が平成 30 年度末に概ね完成が見込まれる中、依然として多くの被災者の方々(平成 30 年 5 月 30 日現在の応急仮設・みなし仮設住宅入居戸数は、約 1 万 6 千戸)が、十分な駐車場を確保できない仮設住宅での生活を余儀なくされており、やむを得ず代替購入ができなかったことが考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設 平成 26 年度延長 平成 28 年度延長 (自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入された場合における非課税措置) 平成 29 年度延長 (自動車取得税が存続する場合における適用期間の延長)</p>
<p>ページ</p>	<p>46—4</p>